

光イメージキャラクター「てるひめちゃん」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加古川市が権利を保有する平成二十六年NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」の主人公・黒田官兵衛の妻である光イメージキャラクター「てるひめちゃん」(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込の提出)

第2条 着ぐるみを使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ「てるひめちゃん」着ぐるみ貸出申込書を、加古川市長(以下「市長」という。)に提出し、その承諾を得なければならない。

(使用承諾)

第3条 市長は、前条の規程による申込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 加古川市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第1号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員が使用するとき又はこれらの者と密接な関係を有するとき。
- (7) その他、市長が着ぐるみの使用について不相当と認めるとき。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 着ぐるみを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。

- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消)

第6条 着ぐるみの使用承諾を受けた使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年9月20日より施行する。